a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1977年10月６日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が1981年11月26日以後になされたもの

b　（略）

（略）
備考 １・２　（略） ３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。 ４・５　（略）

第２章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第３章が適用される航空機

２－１　（略）

（略）
備考 １・２　（略） ３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。 ４～６　（略）

第２章の２　国際民間航空条約の附属書16第１巻第４章が適用される航空機

２の２－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ２－１の表に定めるとおりとする。

a　最大離陸重量が55,000kg以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年１月１日以後2017年12月31日前になされたもの

b　最大離陸重量が55,000kg未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年１月１日以後2020年12月31日前になされたもの

c　最大離陸重量が8,618kgを超え55,000kg未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年１月１日以後2020年12月31日前になされたもの

２の２－２　２の２－１に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

a　（略）

b　（略）

２の２－３　２－１又は３－１に掲げる航空機であつて２の２－１の適用を受けようとするものにあつては、２の２－２の基準に適合しなければならない。

a　その型式の設計について最初の法第12条第１項の規定による型式証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明その他の行為（以下「型式証明等」という。）の申請の受理その他の行為（以下「申請の受理等」という。）が1977年10月６日前になされた航空機であつて、最初の法第10条第１項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）が1981年11月26日以後になされたもの

b　（略）

（略）
備考 １・２　（略） ３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の当該航空機の着陸する側における延長2,000mの点をいう。 ４・５　（略）

第２章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第３章が適用される航空機

２－１　（略）

（略）
備考 １・２　（略） ３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の当該航空機の着陸する側における延長2,000mの点をいう。 ４～６　（略）

第２章の２　国際民間航空条約の附属書16第１巻第４章が適用される航空機

２の２－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ２－１の表に定めるとおりとする。

a　ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年１月１日以後になされたもの

（新設）

b　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年１月１日以後になされたもの

２の２－２　２の２－１に掲げる航空機又は２－１若しくは３－１に掲げる航空機であつて本章の適用を受けようとするものにあつては、２の２－１の基準に加え、次に掲げる基準に適合しなければならない。

a　（略）

b　（略）

（新設）